

## 損保ジャパン-DBLCI コモディティ6

【投信協会商品分類】 追加型投信／海外／その他資産(商品先物) 【設定日】 2007年8月13日

【決算日】 原則5月24日

### 基準価額の下落について

英国のEU（欧州連合）離脱を巡る同国の政治・経済に対する不透明感から、世界経済が減速してエネルギー需要が減少するとの見方が広がったこと、また、米オクラホマ州クッシングの原油在庫が増加していると報道されたこと等を理由に原油の先物価格が下落しました。合わせて、主な産地の天候が良好で豊作観測が出ているとうもろこしの先物価格も下落しました。

以上の要因により、6日の基準価額は以下のとおりとなっています。

（各種情報を基に損保ジャパン日本興亜アセットマネジメントが作成）

#### 【基準価額が前日比5%以上下落したファンド】

ファンド名称	基準価額(円)		前日比	
	7月5日	7月6日	騰落幅(円)	騰落率
損保ジャパン-DBLCI コモディティ6	2,358	2,230	-128	-5.43%

#### （参考）原油先物価格の推移

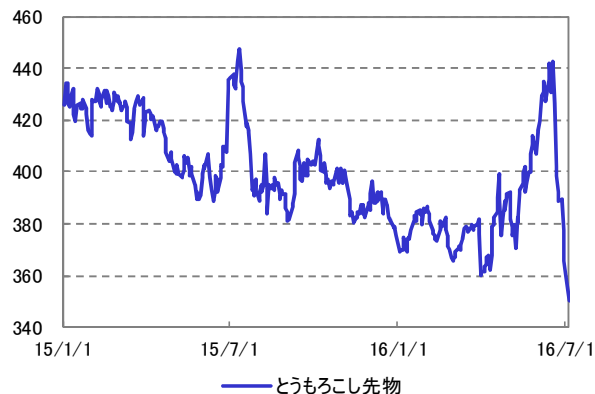
（単位：米ドル/バレル） 2015/1/1～2016/07/05



出所：Bloomberg

#### （参考）とうもろこし先物価格の推移

（単位：セント/ブッシェル） 2015/1/1～2016/07/05



出所：Bloomberg

当資料中の運用実績に関する数値、グラフ等は、すべて過去のものであり、将来の運用成果を保証するものではありません。

## 損保ジャパン-DBLCI コモディティ6

### Ⅰ ファンドの特色

- 1 「ドイツ銀行グループ商品指数（円建て為替ヘッジなし）」が表す、商品（コモディティ）市況の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。
- 2 主として、「ドイツ銀行グループ商品指数（円建て為替ヘッジなし）」の騰落率に償還価額等が概ね連動するユーロ円債に投資します。
  - ドイツ銀行本店により発行されるユーロ円債を主要投資対象とし、ユーロ円債への実質投資割合は原則として高位とします。
  - このユーロ円債が直接各商品先物へ投資しているのではなく、6つの商品先物で構成されているDBLCI（指数）に概ね連動するように設計されています。したがって、このユーロ円債は、6つの商品先物の価格変動により値動きが生じます。
  - DBLCIを構成している商品先物は現状すべて米ドル建てですので、当ファンドには主に米ドルの為替変動リスクがあります。
  - 結果として、ユーロ円債は、主に商品先物の価格と為替変動の影響により価格が変動します。
  - ※ ファンドでの運用管理費用（信託報酬）のほか、ユーロ円債でのインデックス管理コスト等のその他費用などを含めて、当ファンドの基準価額が計算されます。

信託約款の変更に伴い、平成28年8月24日以降、「ファンドの特色」は、次の通りとなる予定です。詳細につきましては、後述の「お知らせ」をご覧ください。

#### 変更後のファンドの特色

- 1 商品（コモディティ）市況を表す「トムソン・ロイター・コアコモディティ・CRB指数（トータルリターン）※」に概ね連動する投資成果を目指して運用を行います。

※ 以下「CRB指数」という場合があります。

トムソン・ロイター・コアコモディティ・CRB指数（トータルリターン）とは？

- トムソン・ロイター社が算出する商品指数です。
- 経済活動において重要と考えられる19種類の商品先物により現状構成されています。

- 2 商品（コモディティ）を実質的な投資対象とし、CRB指数に連動する投資成果を目指す米ドル建ての上場投資信託証券（ETF）を主要投資対象とします。

- 当ファンドが投資する上場投資信託証券（ETF）（以下「ETF」といいます。）は、リクソー・インターナショナル・アセット・マネジメントによって発行・運営されています。
- ETFはCRB指数に連動する投資成果を目指しますが、運用に係る取引コストの発生や需給の動向による市場価格の変動、信用リスクの顕在化等により、ETFとCRB指数の値動きは必ずしも一致するものではありません。
- また、当ファンドはETFに投資を行うことで、CRB指数に概ね連動する投資成果を目指しますが、上記の他に、当ファンドの資金流入とETFを売買するタイミングの違いや、売買委託手数料・運用管理費用（信託報酬）・監査費用をファンドから負担すること等により、当ファンドの基準価額とCRB指数の値動きは必ずしも一致するものではありません。
- 主要投資対象とするETFは、原則米ドル建てのものとしませんが、今後の投資環境、市場動向等によってはその他の外貨建てのETFに変更する場合があります。

- 3 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

- 当ファンドは、原則として対円での為替ヘッジを行わないため、米ドルと日本円との為替変動の影響を受けます。

## 損保ジャパン-DBLCI コモディティ6

### 投資リスク①

#### 《基準価額の変動要因》

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属いたします。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。当ファンドの主なリスクは以下のとおりです。

※基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

#### ◆銘柄集中投資リスク

当ファンドは、特定のユーロ円債を高位に組入れるため、複数銘柄に分散投資を行う他ファンドと比べて十分な分散投資効果が得られず、当該債券の価格変動及び信用状況等が当ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼします。

#### ◆価格変動リスク

当ファンドは、ドイツ銀行グループ商品指数（円建て為替ヘッジなし）の騰落率に概ね連動するユーロ円債を主要投資対象とします。ドイツ銀行グループ商品指数（円建て為替ヘッジなし）は、指数を構成する商品先物の価格、為替、金利の変動の影響を受けます。この指数が下落すると、ユーロ円債の価格も下落することになり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

#### ◆信用リスク

ユーロ円債の価格は、発行体の財務状態、経営、業績等の悪化及びそれらに関する外部評価の悪化等により下落することがあります。組入れているユーロ円債の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ユーロ円債の発行体の債務不履行等が発生した場合等は、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

#### ◆流動性リスク

国内外の政治・経済情勢の急変、天災地変、発行体の財務状態の悪化等により、有価証券等の取引量が減少することがあります。この場合、ファンドにとって最適な時期や価格で、有価証券等を売買できないことがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ユーロ円債の売却にあたっては、特定の金融機関の買い取りによる形式となりますが、この金融機関の経営不振等によりユーロ円債の買い取りに支障が生じた場合には売却ができなかったり、想定外に不利な価格での売却となり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

信託約款の変更に伴い、平成28年8月24日以降、「基準価額の変動要因」は、次の通りとなる予定です。詳細につきましては、後述の「お知らせ」をご覧ください。

#### 《基準価額の変動要因》

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属いたします。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。当ファンドの主なリスクは以下のとおりです。

※基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

#### ◆銘柄集中投資リスク

当ファンドは、特定のETFを高位に組入れるため、複数銘柄に分散投資を行う他ファンドと比べて十分な分散投資効果が得られず、当該ETFの価格変動及び信用状況等が当ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼします。

#### ◆価格変動リスク

当ファンドは、CRB指数の騰落率に概ね連動するETFを主要投資対象とします。CRB指数は、指数を構成する商品先物の価格、為替、金利の変動の影響を受けます。この指数が下落すると、ETFの価格も下落することになり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

#### ◆信用リスク

ETFの価格は、発行体の財務状態、経営、業績等の悪化及びそれらに関する外部評価の悪化等により下落することがあります。組入れているETFの価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、発行体の債務不履行等が発生した場合等は、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

ファンドが実質的な主要投資対象とするETFは、トータルリターンスワップ取引を利用します。スワップ取引の取引相手の倒産や契約不履行等の場合は、取引を決済するための反対売買ができないことや、不利な条件での取引となることがあり、その結果損失が発生し、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

#### ◆流動性リスク

国内外の政治・経済情勢の急変、天災地変、発行体の財務状態の悪化等により、有価証券等の取引量が減少することがあります。この場合、ファンドにとって最適な時期や価格で、有価証券等を売買できないことがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、取引量の著しい減少や取引停止の場合には、有価証券等の売買ができなかったり、想定外に不利な価格での売買となり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

#### ◆為替変動リスク

外貨建資産の価格は、当該外貨と日本円との間の為替レートの変動の影響を受けて変動します。為替レートは、各国の政治・経済情勢、外国為替市場の需給、金利変動その他の要因により、短期間に大幅に変動することがあります。当該外貨の為替レートが、円高になった場合は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

## 損保ジャパン-DBLCI コモディティ6

## | 投資リスク②

## 《その他の留意点》

- ◆ クーリングオフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用はありません。
- ◆ 収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。収益分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、収益分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- ◆ マザーファンドに投資する別のベビーファンドの追加設定・解約等により、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額が影響を受ける場合があります。
- ◆ 当ファンドの主要投資対象であるユーロ円債が償還となった場合、再投資するユーロ円債の指数との連動性や費用等の諸条件が異なることがあり、その場合は当ファンドの基準価額が影響を受ける場合があります。なお、再投資しようとするユーロ円債の諸条件が著しく異なる場合等には、再投資をせずに、当ファンドを繰上償還することがあります。また、組入れたユーロ円債の発行体等の信用状況が著しく悪化した場合には、ユーロ円債の組入比率を大幅に引き下げることがあり、全てのユーロ円債を売却した場合等は、当ファンドを繰上償還する場合があります。
- ◆ 当ファンドは、ドイツ銀行グループ商品指数（円建て為替ヘッジなし）に概ね連動するユーロ円債を主要投資対象としますが、ユーロ円債の組入比率や、評価価格と実際の売買価格との差、売買タイミング、ユーロ円債に関する費用等により、ファンドの運用成績は、指数を下回る場合があります。

信託約款の変更に伴い、平成28年8月24日以降、「その他の留意点」は、次の通りとなる予定です。詳細につきましては、後述の「お知らせ」をご覧ください。

## 《その他の留意点》

- ◆ クーリングオフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用はありません。
- ◆ 収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。収益分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、収益分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- ◆ マザーファンドに投資する別のベビーファンドの追加設定・解約等により、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額が影響を受ける場合があります。
- ◆ 当ファンドは、CRB指数に概ね連動するETFを実質的な主要投資対象としますが、ETFの組入比率や、評価価格と実際の売買価格との差、売買タイミング、ETFに関する費用等により、ファンドの運用成績は、指数を下回る場合があります。

詳細については、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

## 損保ジャパン-DBLCI コモディティ6

### お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が定める日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
換金価額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した額
換金代金	換金請求受付日から起算して、原則として7営業日目からお支払いします。
申込不可日	<ul style="list-style-type: none"> <li>申込日または翌営業日がフラン克福ルトまたはロンドンの銀行休業日にあたる日</li> <li>申込日または翌営業日がインデックス営業日でない日にあたる日 (インデックス営業日) (土曜日、日曜日以外で)商業銀行、外国為替取引所が支払決済を行い、ニューヨーク市で一般業務を行う日(外国為替取引および外貨預金業務を含む)、かつNew York Mercantile Exchange (“NYMEX”)、the London Metal Exchange (“LME”)、Commodity Exchange Inc., New York (“COMEX”)、およびthe Board of Trade of the City of Chicago Inc. (“CBOT”)が取引のために開いている日。ただし、NYMEX、LME、COMEX、CBOTのいずれかが通常営業日の取引終了時間前に終了すると予定されている日を除く。</li> <li>申込日または翌々営業日がドイツのイースターの休日(聖金曜日)、レイバーデイ、ならびにクリスマスの休日にあたる日</li> </ul>
申込締切時間	原則として午後3時まで(販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては販売会社までお問い合わせください。)
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求を制限する場合があります。
購入・換金 申込受付の中止 及び取消し	委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、取引市場における流動性が極端に減少した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、その他やむを得ない事情があると判断したときは、購入・換金の受付を中止すること、及び既に受付けた当該申込みの受付を取り消すことができるものとします。
信託期間	無期限(設定日 平成19年8月13日)
繰上償還	受益権の残存口数が10億口を下回るようになった場合、繰上償還することが受益者のため有利であると認めるとき、ドイツ銀行グループ商品指数(円建て為替ヘッジなし)が改廃となったとき、実質組入れユーロ円債の再投資を著しく異なる条件で行うこととなったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、繰上償還させることができます。
決算日	原則5月24日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	毎決算時(年1回)、収益配分方針に基づいて収益の分配を行います。 ※ 分配金を受取る一般コースと、分配金を再投資する自動けいぞく投資コースがあります。販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。各コースのお取扱いにつきましては、販売会社までお問い合わせください。
信託金の限度額	3,000億円
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	原則、毎決算時及び償還時に、交付運用報告書を作成し、あらかじめ申し出いただいたご住所に販売会社を通じて交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

信託約款の変更に伴い、平成28年8月24日以降、「お申込みメモ」における下記項目は、次の通りとなる予定です。詳細につきましては、後述の「お知らせ」をご覧ください。

換金代金	換金請求受付日から起算して、原則として8営業日目からお支払いします。
申込不可日	<ul style="list-style-type: none"> <li>ニューヨーク・マーカンタイル取引所、NYSE Euronextパリ証券取引所、スイス証券取引所の休業日(各取引所の半日休業日を含みます。)および各取引所の休業日の前営業日</li> <li>フランスの銀行の休業日(半日休業日を含みます。)および休業日の前営業日</li> <li>フランスの銀行の休業日(半日休業日を含みます。)が連続する場合は、当該期間開始日より7営業日前までの期間</li> </ul>
購入・換金 申込受付の中止 及び取消し	委託会社は、購入・換金の申込金額が多額であると判断した場合、実質的な主要投資対象とするETFの申込み・解約及び換金の停止ならびに基準価額算出の中止、取引所における取引の停止等その他やむを得ない事情があると判断したときは、購入・換金の受付を中止すること、及び既に受付けた当該申込みの受付を取り消すことができるものとします。
信託期間	平成33年5月24日まで(設定日 平成19年8月13日) ※ 委託会社は、信託約款の規定に基づき、信託期間を延長することができます。
繰上償還	受益権の残存口数が10億口を下回るようになった場合、繰上償還することが受益者のため有利であると認めるとき、当ファンドが実質的に主要投資対象とするETFが存続しないこととなったとき、対象指数が改廃となったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、繰上償還させることができます。

## 損保ジャパン-DBLCI コモディティ6

### Ⅰ ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用		
購入時手数料	購入価額に <b>3.24% (税抜3.0%) を上限</b> として販売会社が定めた手数料率を乗じた額です。 ※ 詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。	販売会社によるファンドの商品説明・投資環境の説明・事務処理等の対価
信託財産留保額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額に <b>0.3%</b> を乗じた額です。	
投資者が信託財産で間接的に負担する費用		
運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に対して <b>年率1.134% (税抜1.05%)</b> を乗じた額とし、毎計算期末または信託終了のときに、ファンドから支払われます。	運用管理費用(信託報酬)＝運用期間中の基準価額×信託報酬率
	委託会社 年率0.50% (税抜)	ファンドの運用の対価
	販売会社 年率0.50% (税抜)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
	受託会社 年率0.05% (税抜)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
その他の費用・手数料	以下の費用・手数料等が、ファンドから支払われます。 ● 監査費用 ファンドの日々の純資産総額に定率(年0.00216%(税抜0.0020%))を乗じた額とし、実際の費用額(年間27万円(税抜25万円))を上限とします。なお、上限額は変動する可能性があります。 ● その他の費用* 売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用、インデックス管理コスト(ユーロ円債において年間1.0%が徴収されます。)、信託財産に関する租税等 ※ 「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 監査費用： 監査法人に支払うファンド監査にかかる費用</li> <li>● 売買委託手数料： 有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料</li> <li>● 保管費用： 有価証券等の保管等のために、海外の銀行等に支払う費用</li> <li>● インデックス管理コスト： インデックスの管理のために、ドイツ銀行グループに対して支払われる費用</li> </ul>

※ 当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間、売買金額等に応じて異なりますので、表示することができません。

損保ジャパン-DBLCI コモディティ6

信託約款の変更に伴い、平成28年8月24日以降、「投資者が信託財産で間接的に負担する費用」は、次の通りとなる予定です。詳細につきましては、後述の「お知らせ」をご覧ください。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用											
運用管理費用 (信託報酬)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ファンドの運用管理費用（信託報酬）                      ファンドの日々の純資産総額に対して <b>年率0.918%（税抜0.85%）</b> を乗じた額とし、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、ファンドから支払われます。</li> </ul>	運用管理費用（信託報酬）＝運用期間中の基準価額×信託報酬率									
	<table border="1"> <tr> <td>委託会社</td> <td>年率0.30%（税抜）</td> <td>ファンドの運用の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>年率0.50%（税抜）</td> <td>購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年率0.05%（税抜）</td> <td>運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価</td> </tr> </table>	委託会社	年率0.30%（税抜）	ファンドの運用の対価	販売会社	年率0.50%（税抜）	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価	受託会社	年率0.05%（税抜）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価	
	委託会社	年率0.30%（税抜）	ファンドの運用の対価								
	販売会社	年率0.50%（税抜）	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価								
受託会社	年率0.05%（税抜）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価									
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 実質的な主要投資対象とするETFの信託報酬等 <b>年率0.35%程度</b></li> </ul>	マザーファンドを通じて実質的に主要投資対象とするETFの運用の対価、管理報酬等										
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 実質的な運用管理費用（信託報酬）                      ファンドの純資産総額に対して <b>概ね1.268%（税込・年率）程度</b> となります。                      ※ ファンドの運用管理費用（信託報酬）年率0.918%（税抜0.85%）に実質的な主要投資対象とするETFの信託報酬等（年率0.35%）を加算しております。ETFの組入状況等によって、実質的に負担する運用管理費用（信託報酬）は変動します。</li> </ul>											
その他の費用・手数料	以下の費用・手数料等が、ファンドから支払われます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 監査費用                              ファンドの日々の純資産総額に定率（年0.00216%（税抜0.002%））を乗じた額とし、実際の費用額（年間27万円（税抜25万円））を上限とします。なお、上限額は変動する可能性があります。</li> <li>● その他の費用<sup>※1</sup>                              売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用、ETF内における取引コスト<sup>※2</sup>、信託財産に関する租税等                              ※1 「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。                              ※2 相場環境によって当該取引コストは変動します（2015年は概ね年間0.20%程度）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 監査費用：                              監査法人に支払うファンド監査にかかる費用</li> <li>● 売買委託手数料：                              有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料</li> <li>● 保管費用：                              有価証券等の保管等のために、海外の銀行等に支払う費用</li> <li>● ETF内における取引コスト：                              指数に連動するポートフォリオを維持するための費用</li> </ul>									

## 損保ジャパン-DBLCI コモディティ6

### ●税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金（解約）時 及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

※ 少額投資非課税制度「愛称NISA(ニーサ)」をご利用の場合

毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※ 法人の場合は上記とは異なります。

※ 税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

### ●委託会社・その他の関係法人

委託会社	ファンドの運用の指図を行います。 損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者（関東財務局長（金商）第351号） 加入協会 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会 ホームページ : <a href="http://www.sjnk-am.co.jp/">http://www.sjnk-am.co.jp/</a> 電話番号 : 03 (5290) 3519 ●クライアントサービス第二部
受託会社	ファンドの財産の保管及び管理を行います。 みずほ信託銀行株式会社 （再信託受託会社：資産管理サービス信託銀行株式会社）
販売会社	受益権の募集の取扱、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払等を行います。

### 当資料のご利用にあたっての注意事項

- ◆ 当資料は、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社により作成された販売用資料であり、法令に基づく開示書類ではありません。当ファンドの購入のお申込みの際には販売会社より投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめ、または同時にお渡しいたしますので、必ずお受け取りの上、詳細は投資信託説明書（交付目論見書）をご確認ください。
- ◆ 当ファンドは、値動きのある証券に投資しますので、基準価額は大きく変動します。また、外貨建て資産に投資する場合には、為替リスクがあります。投資信託は、リスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。
- ◆ 信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者の皆様には帰属します。投資に関する最終決定はご自身の判断でなさるようお願い申し上げます。
- ◆ 投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ◆ 登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。
- ◆ ファンドマネージャーのコメント、方針、その他の予測数値等については、現時点での投資判断を示したものであり、将来の市況環境の変動等により、当該運用方針やその他予測数値等が変更される場合があります。また、記載した内容は、将来の市況環境の変動等を保証するものではありません。
- ◆ 当資料に記載されている各事項は、現時点または過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を保証するものではありません。分配金に関しては、運用状況によっては、分配金額が変わる場合、或いは分配金が支払われない場合があります。
- ◆ 当資料に記載されている各数値は四捨五入して表示していることがありますので、誤差が生じている場合があります。
- ◆ 当資料に記載されている各事項につきましては、正確性を期しておりますが、その正確性を保証するものではありません。当資料に記載の当社の意見等は予告なく変更することがあります。



## 損保ジャパン-DBLCI コモディティ6

### お知らせ①

#### 《信託約款の変更(予定)について》

「損保ジャパン-DBLCI コモディティ 6」（以下「当ファンド」または「ベビーファンド」といいます。）および当ファンドの主要投資対象である「損保ジャパン-DBLCI コモディティ・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）につきまして、下記のとおり信託約款の変更を予定しております。

#### 1. 変更理由

最近の商品市況の大幅な低下等を受けた結果、当ファンドの実質的な主要投資対象であるユーロ円債の価格変動がインデックスの変動に対して拡大し、また、管理コスト率も増加しております。

弊社といたしましては、インデックスとの安定した連動性および適切なコスト率の観点から、現在と同様に商品指数の騰落率に概ね連動する上場投資信託証券（以下「ETF」といいます。）に実質的な主要投資対象を変更して運用を継続することが、既存受益者の利益に資すると判断いたしました。

また、今後の投資環境や残高等の状況に応じて、商品性や品質の維持等に適切な対応を取ることを可能とするため、信託期間を有期限とした上で、当該信託期限の延長を可能とする規定等を設けることといたしました。

#### 2. 変更内容

##### (1) 運用方針

変更前	ドイツ銀行グループ商品指数（円建て為替ヘッジなし）の騰落率に償還価額等が概ね連動する「ユーロ円建債券」を主要投資対象とし、ドイツ銀行グループ商品指数（円建て為替ヘッジなし）が表す商品市況の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指した運用を行います。
変更後	商品（コモディティ）を実質的な投資対象とするETFを主要投資対象とし、商品市況を表す「トムソン・ロイター・コアコモディティ・CRB指数（トータルリターン）（以下「CRB指数」といいます。）」に概ね連動する投資成果を目指して運用を行います。

(1) の変更とともに、以下①～⑤についても変更を行います。

#### ①投資制限

変更前	<ul style="list-style-type: none"> <li>親投資信託を除く投資信託証券の実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。</li> <li>外貨建資産への投資は行いません。</li> </ul>
変更後	<ul style="list-style-type: none"> <li>親投資信託およびETF等を除く投資信託証券の実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。</li> <li>外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。</li> </ul>

#### ②申込不可日

変更前	<ul style="list-style-type: none"> <li>申込日または翌営業日がフランクフルトまたはロンドンの銀行休業日にあたる日</li> <li>申込日または翌営業日がインデックス営業日でない日にあたる日（インデックス営業日） （土曜日、日曜日以外で）商業銀行、外国為替取引所が支払決済を行い、ニューヨーク市で一般業務を行う日（外国為替取引および外貨預金業務を含む）、かつNew York Mercantile Exchange（“NYMEX”）、the London Metal Exchange（“LME”）、Commodity Exchange Inc. New York（“COMEX”）およびthe Board of Trade of the City of Chicago Inc.（“CBOT”）が取引のために開いている日。 ただし、NYMEX、LME、COMEX、CBOTのいずれかが通常営業日の取引終了時間前に終了すると予定されている日を除く。</li> <li>申込日または翌々営業日がドイツのイースターの休日（聖金曜日）、レイバーデー、ならびにクリスマスの休日にあたる日</li> </ul>
変更後	<ul style="list-style-type: none"> <li>ニューヨーク・マーカンタイル取引所、NYSE Euronext パリ証券取引所、スイス証券取引所の休業日（各取引所の半日休業日を含みます。）および各取引所の休業日の前営業日</li> <li>フランスの銀行の休業日（半日休業日を含みます。）および休業日の前営業日</li> <li>フランスの銀行の休業日（半日休業日を含みます。）が連続する場合は、当該期間開始日より7営業日前までの期間</li> </ul>

#### ③購入・換金申込受付の中止および取消し

変更前	委託会社は、取引所における取引の停止等その他やむを得ない事情があると判断したときは、購入・換金の受付を中止すること、及び既に受付けた当該申込みの受付を取り消すことができるものとします。
変更後	委託会社は、購入・換金の申込金額が多額であると判断した場合、当ファンドが実質的に主要投資対象とするETFの申込み・解約及び換金の停止ならびに基準価額算出の中止、取引所における取引の停止等その他やむを得ない事情があると判断したときは、購入・換金の受付を中止すること、及び既に受付けた当該申込みの受付を取り消すことができるものとします。

#### ④換金代金

変更前	換金請求受付日から起算して、原則として7営業日目からお支払いします。
変更後	換金請求受付日から起算して、原則として8営業日目からお支払いします。

## 損保ジャパン-DBLCI コモディティ6

### お知らせ②

⑤繰上償還	
変更前	受益権の残存口数が10億口を下回る事となった場合、繰上償還することが受益者のため有利であると認めるとき、ドイツ銀行グループ商品指数（円建て為替ヘッジなし）が改廃となったとき、実質組入れユーロ円債の再投資を著しく異なる条件で行うこととなったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、繰上償還させることがあります。
変更後	受益権の残存口数が10億口を下回る事となった場合、繰上償還することが受益者のため有利であると認めるとき、実質的な主要投資対象であるETFが存続しないこととなったとき、対象指数が改廃となったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、繰上償還させることがあります。

#### (2) 信託期間

変更前	無期限
変更後	平成33年5月24日まで ※委託会社は、信託約款の規定に基づき、信託期間を延長することができます。

#### 3.その他の変更内容

前記2. の変更が決定した場合には、以下についても変更を行います。

##### ■当ファンドの名称

変更前	損保ジャパン-DBLCI コモディティ 6
変更後	損保ジャパン・コモディティ ファンド

##### ■当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドの名称

変更前	損保ジャパン-DBLCI コモディティ・マザーファンド
変更後	損保ジャパン・コモディティ_マザーファンド

##### ■投資者が信託財産で間接的に負担する費用

変更前	①当ファンドの運用管理費用（信託報酬） 年率1.134%（税抜1.05%） <配分（税抜）：委託会社0.50%、販社会社0.50%、受託会社0.05%> その他の費用 売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用、インデックス管理コスト（ユーロ円債において年間1.0%が徴収されます。）、信託財産に関する租税等
変更後	①当ファンドの運用管理費用（信託報酬） 年率0.918%（税抜0.85%） <配分（税抜）：委託会社0.30%、販社会社0.50%、受託会社0.05%> ②実質的な主要投資対象であるETFの信託報酬等 年率0.35%程度 実質的な運用管理費用（信託報酬） ファンドの純資産総額に対して概ね1.268%（税込・年率）程度となります。 ※上記①に②を加算しております。ETFの組入状況等によって、実質的に負担する運用管理費用（信託報酬）は変動します。 その他の費用 売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用、ETF内において指数に連動するポートフォリオを維持するための取引コスト <sup>*</sup> 、信託財産に関する租税等 ※相場環境によって当該取引コストは変動します（2015年は概ね年間0.20%程度）。

#### 4.手続き日程

- ・ 公告日 平成28年6月14日 ※日本経済新聞（朝刊）で公告します。
- ・ 異議申立期間 平成28年6月14日～平成28年7月19日
- ・ 信託約款変更正式決定日 平成28年7月19日
- ・ 信託約款変更適用日 平成28年8月24日

- ・ 当ペビーファンドおよび当マザーファンドの信託約款の変更は、異議お申立ての受益者の受益権口数が、公告日現在の受益権総口数の二分の一を超えないときに行います（異議お申立ての受益者の受益権口数が、公告日現在の受益権総口数の二分の一を超えた場合は、信託約款の変更は行いません。）。
- ・ なお、マザーファンドの信託約款の変更に関しては、ペビーファンドの信託約款に係る受益者の受益権口数を、マザーファンドにおける実質的な受益権口数に換算させていただきます。
- ・ 信託約款の変更決定につきましては、弊社ホームページにてご確認いただけます。

※購入申込の受付を一時的に停止しております。

●販売会社（順不同、○は加入協会を表す）

販売会社名	区分	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融 商品取引業協会	備考
上光証券株式会社	金融商品取引業者	北海道財務局長(金商)第1号	○				
エイチ・エス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第35号	○				
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○		○	○	
岡三証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第53号	○	○		○	
カブドットコム証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第61号	○		○		
極東証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第65号	○			○	
むさし証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第105号	○			○	※ 3
立花証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第110号	○		○		
ドイツ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第117号	○		○	○	
東洋証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第121号	○				
第四証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第128号	○				
SMB C日興証券株式会社 (投信スーパーセンター・ダイレクトコース専用)	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2251号	○	○	○	○	
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第152号	○				
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号	○	○	○		
三田証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第175号	○				
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○	
リテラ・クリア証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第199号	○				
浜銀TT証券株式会社 (東海東京SMAにおいてのみのお取扱 いとなります)	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第1977号	○				
東海東京証券株式会社 (東海東京SMAにおいてのみのお取扱 いとなります)	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第140号	○		○	○	
今村証券株式会社	金融商品取引業者	北陸財務局長(金商)第3号	○				
西村証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第26号	○				
ふくおか証券株式会社	金融商品取引業者	福岡財務支局長(金商)第5号	○				※ 3
株式会社みずほ銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第6号	○		○	○	
株式会社ジャパンネット銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第624号	○		○		
株式会社鹿児島銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第2号	○				